明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○内閣官房組織令等の一部を改正する政令（一）　二

〔省令〕
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**四）　二

〔告示〕
○保険業法第二百七十三条第一項第三号の規定による免許の失効に関する件（**金融庁**一）　三
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**一九、二〇）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一七）　四
○国際連合工業開発機関工業投資促進事務所のための拠出に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（**外務**八）　四
○万国郵便連合憲章の第八追加議定書のブルガリア共和国による批准等に関する件（**同**九）　五
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**一～五）　六
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**六、七）　六
○視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者を指定する件（**同**八）　六
○健康保険組合の設立を認可した件（**厚生労働**六）　六
○健康保険組合の名称を変更した件（**同**七）　六
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（**同**八）　六
○保安林の指定をする件（**農林水産**九五～一一〇）　九
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一一）　九
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（**経済産業**二）　九
○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**三九）　一〇
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**四〇）　一〇
○宮古空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件（**同**四一）　一〇
○道路に関する件（**東北地方整備局**四）　一〇
○浄化槽の型式を認定した件（**北陸地方整備局**三）　一〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**三、四）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣府　法務省　文部科学省　文化庁　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　一一

〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一一
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣官房組織令等の一部を改正する政令**（政令第一号）（内閣官房）

一　内閣官房組織令の一部改正関係
当分の間、内閣総理大臣に附属する秘書官の定数を七人とすることとした。（第一一条及び附則第九項関係）

二　防衛省組織令の一部改正関係
当分の間、大臣官房審議官のうち一人を関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第一〇条の三第一項及び附則第四項関係）

三　行政機関職員定員令の一部改正関係
内閣の機関の特別職の職員を一人増員し、防衛省の特別職の職員を一人減員することとした。（第一条第一項の表関係）

四　この政令は、公布の日から施行することとした。